

役員報酬等の支給の基準

(名称)

第1条 この規程は、学校法人高水学園（以下「この法人」という。）の寄付行為第三十七条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規定に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 報酬、賞与、退職金
- (2) 常勤の役員 報酬、退職金・退職慰労金
- (3) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 退職金・退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 理事長に対する賞与の額は、別表第2に定める算式により算出される額で、理事会において決定する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。また、退職慰労金については、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2月以内

- 2 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、年度末とする。
- 3 寄付行為第6条第1項第1号の理事に対する退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2月以内に支払うものとする。

(2)退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2月以内

- 3 非常勤の役員に対する報酬は、年度末及び理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役員名	報酬の額	
理事長	月額	550,000円
理事	年額	50,000円

別表第2 (理事長の賞与)

7月の賞与	報酬月額×1.85ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1.95ヶ月分

別表第3 (役員の退職金及び退職慰労金)

役員名	退職金・退職慰労金額
理事長	300,000円×在任年数
理事(6条1項1号)	100,000円×在任年数
その他の理事、監事	理事会において決定する

*上記在任年数は1か年単位とし、端数は切り上げる。

別表第4 (非常勤役員の報酬)

		報酬の額	
理事	役員報酬	年額	150,000円
	理事会等会議への出席及び法人業務のための勤務	日額	5,000円
監事	役員報酬	年額	60,000円
	監事監査等への出席及び法人業務のための勤務	日額	5,000円